

インフルエンザによる 出席停止期間の基準が変更されました。



これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、
それに加え「発症後5日が経過していること」も
条件になりました。

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、
かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
（学校保健安全法施行規則第十九条）（2012年4月1日改正）



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校や登園を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。

*** 重要なおねがい ***

インフルエンザで出席停止になりましたら、（上記参照）

発症した日の翌日から最短でも5日間は、登校できません。

学校では、感染症にかかることで 他のお子さんより重症になるお子さんも
おりますのでよろしくお祈りします。